

議員提出議案第6号

認知症施策の推進を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年12月19日

提出者 秩父市議会議員 大久保 進

賛成者 秩父市議会議員 浅海 忠

同 出浦 章 恵

同 新井 重一郎

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができ社会的実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づき、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

秩父市議会議員 木村 隆彦

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

議員提出議案第7号

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年12月19日

提出者 秩父市議会議員 本橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 浅海 忠

同 大久保 進

同 出浦 章 恵

同 新井 重一郎

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

そこで国としては、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化を早期に進めるべきである。

記

「義援金差押禁止法」については、近年、自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

秩父市議会議長 木村隆彦

内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

議員提出議案第8号

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年12月19日

提出者 秩父市議会議員 桜井 均

賛成者 秩父市議会議員 浅海 忠

同 出浦 章 恵

同 大久保 進

同 新井 重一郎

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

今年に入って、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨災害、台風 21 号など大きな地震や記録的豪雨、強力台風の上陸などが相次ぎ、各地に甚大な被害をもたらしている。まさに、「災害多発国日本」の厳しい現実を改めて突き付けている。

西日本豪雨災害では、死者・行方不明者 200 人以上を数え、住宅の全・半壊、一部損壊だけでも 2 万棟を超えている。また、今年 10 月の北海道胆振東部地震でも死者 41 人、住宅の全・半壊、一部損壊が合わせて約 9 千棟にのぼっている。このため、被災者の多くは仮設住宅などでの仮住まいを余儀なくされ、住宅再建の見通しのたたない被災者も少なくない。

災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともに、全ての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立に向けた支援を行うことが求められている。

阪神・淡路大震災被災を機に、被災者の粘り強い運動と世論の力で被災者生活再建支援法が創設されて 20 年になったが、現行の制度では、支給額は最高支給額が 300 万円と少なく、適用対象も全壊や大規模半壊に限られ、被災者の要望に十分応えきれていないのが現状である。

よって国においては、自然災害の頻発を踏まえ、被災者生活の再建を加速するため、被災者生活再建支援制度について、下記の拡充策を講じるよう強く要望する。

記

支援の対象を住宅の全壊・大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊まで広げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

秩父市議会議員 木村 隆彦

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

防災担当大臣 様

議員提出議案第9号

国民健康保険税における子どもの均等割廃止を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成30年12月19日

提出者 秩父市議会議員 出 浦 章 恵

賛成者 秩父市議会議員 新 井 重一郎

同 清 野 和 彦

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

国民健康保険税における子どもの均等割廃止を求める意見書

全国知事会は2015年1月の国民健康保険の都道府県単位化移行に向けた緊急要請のなかで、「子育て支援の観点からの子どもに係る保険料（均等割）の軽減」や「地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置の廃止」などを検討するよう求めている。政府はこの要請を受けて、今年4月から子ども医療費の窓口無償化に対して課せられていた国民健康保険の減額調整（ペナルティ）のうち、未就学児までの減額調整を廃止したところである。

しかし、子どもに係る均等割については、対策がとられないまま、今年4月から都道府県単位化が実施された。埼玉県が昨年9月に策定した国民健康保険運営方針では、国民健康保険の賦課方式について「2方式（所得割、均等割）を標準とする」としたため、制度改革に合わせて、同保険税の賦課方式を4方式から2方式に改めた市町村が13団体増え、63市町村のうち半数以上の35市町村が2方式を採用するまでになっている。

均等割額は、加入者1人ひとりに「均等」にかかる、いわゆる人頭税ともいえるべきもので、子どもが増えると保険税が増える仕組みとなっている。これは、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている地方自治体の政策とも相容れないものであり、同じ医療保険制度でありながら組合管掌健康保険など他の健康保険にはない仕組みである。

よって国においては、子育て支援、子どもの貧困対策の観点から、国民健康保険における子どもに係る均等割について、他の健康保険制度との公平性を保つためにも、必要な国の財源措置を講じながら廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

秩父市議会議長 木村 隆彦

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様